

自治体学会細則

1 会費

(1) 年会費等

個人会費 7,500円(年額)

団体会費 一口 15,000円(年額)

学生会費(大学生(短大、専門学校を含む)及び大学院生)

個人会員の年額の半額を免除する。

(2) 年度途中での入会に関する特例

当該年度の総会開催日以降会員となる場合は、当該年度の会費額の半額を免除するものとする。ただし、学生会員には適用しない。

(3) 団体会員の学会事業への参加

団体会員の学会事業への参加は、一口当たり2名とする。

(4) 適用年月日

減額規定の適用は、会員1人又は1団体に対して1回限りとする。2007年8月25日より適用する。

2 総会

総会において、議長を選出する。

議長は、議案審議の進行を統括する。

3 評議員会

評議員は、会員を代表する者として、本会の運営、本会の活動及び本会の発展に貢献する責務を負う。

評議員は、地域選出または全国選出とする。

地域選出の評議員は、主に各地域において活動する会員のうちから選出する。

全国選出の評議員は、地域を限定せず活動する会員のうちから選出する。

評議員会は、年2回程度開催する。

評議員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、出席したものとみなす。

評議員会は、総会で議決があるまでの本会の事業計画及び収支予算を承認することができる。

評議員会は、本会の設立及び発展に貢献した会員を名誉会員とすることができる。

4 委員会

評議員会が委員会を設置したときには、理事会はその旨を総会に報告する。

5 部会

本会に企画部会、編集部会、地域支援部会、研究支援部会及び総務部会を置く。

各部会は、10名程度で構成する。ただし、理事会の承認を得て、必要に応じた増減員を可とする。

企画部会は、本会会員の研究発表・交流及び研鑽の機会として大会等を開催し運営する。

編集部会は、学会誌の編集並びに本会会員間の情報交流及び社会に向けての情報発信を推進する。

地域支援部会は、本会会員の地域活動の活性化及びその連携の強化に資する事業に携わる。

研究支援部会は、公募論文制度等により本会会員の研究発表、情報交換、自治体学に関する研究と実践の向上を図る。

総務部会は、事務局業務の支援に携わる。

6 理事会

理事会は、理事長が招集する。

7 会議開催の特例

総会、評議員会、理事会の会議において、一堂に会する会議を開催できない事情がある場合は、書面、電子メール、WEBその他の意見交換方法を用いた会議により開催できるものとする。

この場合において、総会の議長については、2の限りでない。

8 顧問及び参与

顧問は学識経験者、参与は自治体の首長のうちから委嘱する。

顧問及び参与は評議員会への出席などを通じて、会の運営等に関して意見を述べることができる。

9 監事

監事は、監査結果を総会に報告する。また、総会及び評議員会において、本会の事業のあり方についても意見を述べることができる。

10 入会

(1) 設立総会時

発起人は、設立総会時において、会員となる。会員として入会する意思を表示している者は、設立総会時において、会員となる。

(2) 設立後

入会希望者は、入会申込書を、事務局に提出し、理事会の承認を得て会員となる。

1.1 事務局

事務局に事務局長を置くことができる。

事務局長は、理事長がこれを選任する。

1997年	2月22日	一部改正
1999年	8月20日	一部改正
2002年	3月 3日	一部改正
2005年	4月 1日	一部改正
2006年	8月24日	一部改正
2007年	2月25日	一部改正
2007年	8月24日	一部改正
2008年	3月 1日	一部改正
2008年	8月21日	一部改正
2009年	8月20日	一部改正
2010年	8月20日	一部改正
2011年	10月 8日	一部改正
2014年	3月21日	一部改正
2014年	8月21日	一部改正
2016年	2月28日	一部改正
2020年	8月31日	一部改正
2021年	9月 5日	一部改正